

東京大学物性研究所図書室利用規則の運用について

平成16年4月 1日 制定
平成19年4月25日 改正
平成25年9月 2日 改正
図書委員会

東京大学物性研究所図書室利用規則が平成15年9月25日制定、平成16年4月1日施行されたのにもない、東京大学物性研究所図書室利用規則の運用を当面次のように行う。

第2条関係

(利用者の遵守事項)

利用者は、下記の事項を厳守しなければならない。

- (1) 室内の資料・機器を無断で室外に持ち出さないこと。
- (2) 室内の設備・機器は大切に使用し、無断でその位置を動かさないこと。
- (3) 室内では喫煙をしないこと。
- (4) 室内では飲食をしないこと。
- (5) 室内では静粛にし、携帯電話等による通話をしないこと。
- (6) 室内では他の利用者の妨げになる行為をしないこと。
- (7) 室内の掲示及び指示に従うこと。

第4条関係

(時間外利用)

利用時間外の入室はICカードによる。入室対象者は、当面、本所の教職員、客員所員、学振特別研究員（PD以上）、これに準ずる研究員、および大学院学生とする。

利用時間 開室日 6時～9時30分、17時～24時
閉室日 6時～24時

第5条関係

(入室及び閲覧)

利用者は、入室の際、学生証、身分証明書等を携行し、職員の求めに応じてこれを呈示する。

第6条関係

貸出期間 1ヶ月 貸出冊数 10冊

(研究室貸出)

本所の教職員については、前記の規定にかかわらず、各研究室で購入した資料を長期貸出する。貸出期間は1年間とし、更新することができる。

(貸出期間の更新)

貸出期限の到来した資料については、支障のない限り、貸出期間を更新することができる。

(転貸の禁止)

貸出した資料の転貸を、禁止する。

(予約)

貸出中の資料については、返却後の閲覧又は貸出を予約することができる。